

青森県報

第二千七百八号

平成十八年
十一月二十二日
(水曜日)

目次

告 示

航空機騒音に係る環境基準の類型をあてはめる地域の指定

の一部改正

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退

介護保険法による居宅サービス事業者の指定

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定

道路の区域の変更

道路の供用の開始

公 告

農地保有合理化事業規程の承認

出先機関

建設業者の許可の取消し

右 同

道路の位置の指定

(環境政策課) …… 一

(保健衛生課) …… 一

(高齢福祉
保険課) …… 一

(道 路 課) …… 二

(同) …… 三

(構造政策課) …… 三

(中 南 地 域
民 局) …… 三

(五 所 川 原
土 整 備 所) …… 四

告

示

青森県告示第八百四十九号

昭和六十二年三月三十一日青森県告示第六百六十四号(航空機騒音に係る環境基準の

類型をあてはめる地域の指定)の一部を次のように改正する。

平成十八年十一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第九条第一項」を「環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第一項」に、「あてはめる」を「当てはめる」に、「青森県環境保健部公害課、」を「青森県環境生活部環境政策課及び」に、「及び浪岡町役場に備えおいて」を「に備え置いて」に改める。
表中「あてはめる」を「当てはめる」に改め、「及び浪岡町」を削る。

青森県告示第八百五十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十八年十一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 辞 退 年 月 日 |
|------|------------|------------------|
| 栞田医院 | むつ市大平町四三の七 | 平成二〇二・八 |

青森県告示第八百五十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十八年十一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | |
|--------------------------------|-----------------------|--------------------------|-------------|
| 株式会社 オーティ イー | 青森市原別三丁目四の二の二〇五コーポ園 | 名称又は氏名 主たる事務所の所在地又は住所 | 指定居宅サービス事業者 |
| 東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐千一六の一大三有 限会社 | 訪問介護 | 訪問介護 | 居宅サービス種類 |
| ヘルパーズ ぎた | さくら・介 ステーション 東青 | 名称 | 居宅サービス事業所 |
| 東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐千一六の一大三有 限会社 | 青森市原別三丁目四の二の二〇五コーポ園 | 所在地 | 年月日 指定 |
| 一六・二・八 | 平成 一六・二・七 | | |

青森県告示第八百五十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の九第一号の規定により公示する。

平成十八年十一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | |
|--------------------------------|-----------------------|--------------------------|-------------|
| 株式会社 オーティ イー | 青森市原別三丁目四の二の二〇五コーポ園 | 名称又は氏名 主たる事務所の所在地又は住所 | 指定介護予防事業者 |
| 東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐千一六の一大三有 限会社 | 訪問介護 | 訪問介護 | 介護予防サービス種類 |
| ヘルパーズ ぎた | さくら・介 ステーション 東青 | 名称 | 介護予防サービス事業所 |
| 東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐千一六の一大三有 限会社 | 青森市原別三丁目四の二の二〇五コーポ園 | 所在地 | 年月日 指定 |
| 一六・二・八 | 平成 一六・二・七 | | |

青森県告示第八百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年十二月二十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十八年十一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

| 図面 番号 | 道路 種類の | 路線 名 | 変 更 の 区 間 | | | | | 変更 前後の | 敷地 の幅員 | 敷地 の延長 | 備考 |
|----------|-----------|---------------|-----------------------|----|--|--|-----------|------------|-----------|-----------|----|
| 2 | 県道 | 七戸上北町 停車場線 | 1 | 県道 | 戸来十和田 線 | 十和田市大字滝沢字高屋一〇三の一から 十和田市大字滝沢字高屋七の二まで | 前 | 二八・五〇メートル | 六四・〇〇メートル | | |
| | | | 後 | 県道 | 上北郡東北町大字上野字手長一六の四から 上北郡東北町大字大浦字塚浦四六の四から | 後 | 二七・〇〇メートル | 一一六・〇〇メートル | | | |
| | | | 前 | 県道 | 上北郡東北町大字大浦字塚浦四六の四から 上北郡東北町大字上野字手長一六の四から | 前 | 二九・九〇メートル | 一一六・〇〇メートル | | | |
| | | | 後 | 県道 | 上北郡東北町大字大浦字塚浦四六の四から 上北郡東北町大字上野字手長一六の四から | 後 | 二六・五〇メートル | 九二・二〇メートル | | | |
| | | | 前 | 県道 | 上北郡東北町大字大浦字塚浦四六の四から 上北郡東北町大字上野字手長一六の四から | 前 | 二八・六〇メートル | 六四・〇〇メートル | | | |

青森県告示第八百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年十二月二十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十八年十一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|-----------------|---------------------------------------|----------|
| 県道 弘前岳鱒ヶ沢線 | 弘前市大字高崎一丁目の一から弘前市大字和徳町九〇の一まで | 平成一八・二・三 |
| 県道 戸来十和田線 | 十和田市大字滝沢字高屋一〇三の一から十和田市大字滝沢字高屋七の一まで | " |
| 県道 七戸上北町停車場線 | 上北郡東北町大字大浦字塚浦四六の四から上北郡東北町大字上野字手長一の六まで | " |

公 告

農地保有合理化事業規程の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第七条第一項の規定により、相馬村農業協同組合が定めた農地保有合理化事業規程を承認したので、同条第五項の規定により公告する。

平成十八年十一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号に掲げる事業をい

う。）

出 先 機 関

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年十一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 柴田電気商会
 - 二 氏名 柴田 等
 - 三 主たる営業所の所在地 平川市碓ヶ関一三二
 - 四 許可番号 青森県知事許可（般・一四）第一三三二六一号
 - 五 取消年月日 平成十八年十一月七日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
電気工事業に係る一般建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実
平成十八年八月二十八日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。
- このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年十一月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 北砲興発株式会社
- 二 代表者の氏名 浜田 恵一

- 三 主たる営業所の所在地 黒石市富田一四二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般・一四)第九一五四号
- 五 取消年月日 平成十八年十一月八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十八年七月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

五所川原県土整備事務所告示第二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、五所川原県土整備事務所及び五所川原市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年十一月二十二日

五所川原県土整備事務所長 小山内 正 昭

| | | | |
|------------------------------|----------|--|-------------------------------|
| 位 置 五所川原市大字石岡字藤 巻一三の四四 | 延 長 | 幅 員 | 指 定 年 月 日 平成 一六・〇・二七 |
| | 一・八八メートル | 六・〇〇メートル 七・一二メートル から七・一七メー トルまで | |

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭